

カワサキ会計事務所ニュース

令和7年11月号 第63号

発行所 カワサキ会計事務所
〒850-0918 長崎市大浦町7番22号コーポおおうら3F
TEL (095)826-1718 FAX (095)826-1835
URL <https://www.kawasaki-kaikei.com>
発行人 税理士 川崎 清廣

11月の税務カレンダー

国民健康保険税 第6期

個人事業税 第2期

長崎県・市ホームページより



令和7年 年末調整の変更点3つ

国税庁：令和7年度税制改正による所得税の基礎控除の見直し等について（源泉所得税関係）

変更点1 基礎控除・給与所得控除の引き上げ

基礎控除については、次のように48万円から最大95万円まで段階的に引き上げられます。

【基礎控除額（改正された範囲）】

合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注3))	基礎控除額		改正前
	改正後 ^(注1) 令和7・8年分	改正後 ^(注1) 令和9年分以後	
132万円以下 (200万3,999円以下)	95万円 ^(注2)	95万円 ^(注2)	48万円
132万円超 (200万3,999円超) 336万円以下 (475万1,999円以下)	88万円 ^(注2)	88万円 ^(注2)	58万円
336万円超 (475万1,999円超) 489万円以下 (665万5,556円以下)	68万円 ^(注2)	68万円 ^(注2)	
489万円超 (665万5,556円超) 655万円以下 (850万円以下)	63万円 ^(注2)	63万円 ^(注2)	
655万円超 (850万円超) 2,350万円以下 (2,545万円以下)	58万円	58万円	

(注) 1 改正後の所得税法第86条の規定による基礎控除額58万円に、改正後の租税特別措置法第41条の16の2の規定による加算額を加算した額となります。

2 58万円にそれぞれ37万円、30万円、10万円、5万円を加算した金額となります。なお、この加算は、居住者についてのみ適用があります。

給与所得控除については、今まで年収額（給与等の収入額）に応じて55万円を最大として段階的に設定されていた控除額が、一律65万円に引き上げられます。

【給与所得控除額（改正された範囲）】

給与の収入金額	給与所得控除額	
	改正後	改正前
162万5,000円以下	55万円	55万円
162万5,000円超 180万円以下	その収入金額×40%－10万円	その収入金額×40%－10万円
180万円超 190万円以下	その収入金額×30%+8万円	その収入金額×30%+8万円

(注) 給与の収入金額190万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。

変更点2 扶養控除・配偶者控除などの所得要件の緩和

変更点1で基礎控除・給与所得控除が引き上げられたことにより、扶養親族や配偶者などの所得要件も次のように見直しとなります。

【所得要件】

扶養親族等の区分	所得要件 ^(注1) (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注2))	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	58万円以下 (123万円以下)	48万円以下 (103万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)	48万円超 133万円以下 (103万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	85万円以下 (150万円以下)	75万円以下 (130万円以下)

(注) 1 合計所得金額（ひとり親の生計を一にする子については総所得金額等の合計額）の要件をいいます。

2 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

これにより、対象外であった「年収103万円～130万円未満の家族（妻・子・親など）」が控除対象になる可能性があります。勤労学生控除についても、合計所得金額の要件が「75万円以下」から「85万円以下」に引き上げられ、これによりアルバイト収入がある学生でも控除対象になりやすくなりました。

変更点3 特定親族特別控除の新設

基礎控除の引き上げに伴い、大学生の年代の子供（19歳以上23歳未満）がいる世帯の税負担を軽減するため、「特定親族特別控除」が創設されました。今まで、「103万円の壁」を意識して就業を調整していた学生アルバイトに対する措置で、特定親族にあたる扶養親族の合計所得金額に応じて段階的に特別控除が受けられる制度です。

特定扶養親族として控除を受けることができる要件が、次のように変わります。

令和6年までの特定親族の要件	令和7年からの特定親族の要件
<ul style="list-style-type: none">居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与を受ける人及び白色事業専従者を除く）合計所得金額が48万円以下（収入が給与だけの場合は年収103万円以下）	<ul style="list-style-type: none">居住者と生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者として給与を受ける人及び白色事業専従者を除く）合計所得金額が58万円以下（収入が給与だけの場合は年収123万円以下）

しかし、より多くのアルバイト収入を得る大学生がいる場合、この控除が適用されなくなるため世帯への税負担が大きくなります。そこで、この年齢層に対しては、次のように所得額に応じて段階的な控除が摘要されることになりました。

【特定親族特別控除額】

特定親族の合計所得金額 (収入が給与だけの場合の収入金額 ^(注))	特定親族特別控除額
58万円超 85万円以下 (123万円超 150万円以下)	63万円
85万円超 90万円以下 (150万円超 155万円以下)	61万円
90万円超 95万円以下 (155万円超 160万円以下)	51万円
95万円超 100万円以下 (160万円超 165万円以下)	41万円
100万円超 105万円以下 (165万円超 170万円以下)	31万円
105万円超 110万円以下 (170万円超 175万円以下)	21万円
110万円超 115万円以下 (175万円超 180万円以下)	11万円
115万円超 120万円以下 (180万円超 185万円以下)	6万円
120万円超 123万円以下 (185万円超 188万円以下)	3万円

(注) 特定支出控除の適用がある場合には、表の金額とは異なります。

つまり、合計所得金額が58万円以下（年収123万円以下）であれば「特定扶養親族」として扶養控除が適用され、合計所得金額が58万円を超える場合（年収123万円超）は「特定親族特別控除」が適用されることになります。また、特定親族特別控除は、所得が増えるほど控除額は少しづつ減額され、最終的に合計所得金額が123万円（年収188万円）を超えると適用対象外となります。

<長崎県の最低賃金が令和7年12月1日から1,031円となります！>

事務所ニュースの先月号（10月号）でお知らせしたように、来月1日から最低賃金が値上げされます。みなさまの準備はお済でしょうか？

10月号でお知らせしましたが、最低賃金の引き上げに伴い、国等の支援策（助成金、税制優遇等）が用意されています。ぜひ、当事務所の担当者にご相談ください。

なお、10月号でお知らせしておりますが、最低賃金はパートタイマーやアルバイトに限らず、月給制の正社員も対象となりますので、勤務時間と給与金額を再度チェックし、最低賃金を下回っていないか？再検討する必要があると思います。